

# 住宅防音工事（新規施策）のお知らせ

## バリアフリー住宅の防音工事について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年第101号）第4条の規定に基づき人間飛行場周辺の住宅防音工事をさらに充実させるため、新しく防音区画改善工事を実施することになりました。

次の条件に該当し、防音区画改善工事を希望されるかたは、国または防衛施設周辺整備協会埼玉支所へお申し込みください。

### 防音区画改善工事とは

バリアフリー<sup>1</sup>対応住宅と、フレックス<sup>2</sup>対応住宅を対象に行う工事です。これらの住宅の特性を生かすため、この施策では、可能な限り家屋の外側全体の防音工事を行います。

### 助成の対象区域

人間飛行場<sup>3</sup>周辺80W以上の区域です。  
（昭和54年8月31日の告示と、昭和55年9月10日の告示により指定された区域）

### 対象となる住宅の条件

昭和58年12月24日現在、指定区域内に所在していて、次の項目のいずれかに該当する住宅が対象となります。

- ①これから防音工事を行う予定で、現在バリアフリー対応、フレックス対応になっている住宅。  
新規工事、追加工事、一挙防音工事のいずれも可
- ②追加防音工事実施済住宅の場合は、工事完了後10年以上経過し、バリアフリー対応に改造された住宅。
- ③障害者、高齢者など、介護を必要とするかたが居住する住宅。

1 バリアフリー対応住宅とは、住宅内の段差などの障害を取り除いたり、廊下に手すりなどの補助機具を設置するなど、高齢者や障害者の生活に配慮した様式の住宅です

2 フレックス対応住宅とは、浴室、便所、台所などを除いた居室部分が、可動式の間仕切りにより区画され、家族構成や生活様式の変化に伴って、部屋が自由に変えられる様式の住宅です

3 W = WECPNL（加重等価継続感覚騒音基準）

#### 問い合わせ

詳しくは東京防衛施設局事業部施設対策第三課（大宮市北袋町1-21-2 さいたま新都心合同庁舎2号館）☎048-600-1821  
か、防衛施設周辺整備協会埼玉支所（人間川2-2-25）へ☎953-6277

